

テーマ：教育行政と教育法規－学校財務マネジメント－

○学校財務について

(1) 設置者負担の原則

教育財政に関する諸法規は、すべて教育基本法で定められた教育の機会均等を具体的に実現する制度及びその運営を規律する目的で定められている。学校予算は、学校運営を円滑にし、教育活動をより効果的に達成するための財務的裏付けのことで、原則として、児童生徒の学校規模に応じて配分される。

学校予算については、「見える化」して全教職員の共通理解を図り、情報共有することが大切である。そして、予算を執行するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げられるように、限られた予算を計画的、効果的に執行する必要がある。

【日本国憲法】

第二十六条（義務教育の無償）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【教育基本法】

第五条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

【学校教育法】

第五条（学校の管理及び経費の負担）

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

【地方財政法】

第二十七条の四（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

(2) 校長に対する予算執行の権限委任

地方公共団体の教育に関する予算執行の権限は、地方公共団体の長にある。しかし、長は、教育事務の円滑な運営のために、必要な予算執行の権限を、教育委員会、教育長その他の教育委員会の職員、教育委員会の所管に属する教育機関の長（校長）に委任、又は、補助執行をさせることができる。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十二條（長の職務権限）

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

（第一項～第五項 略）

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

【地方自治法】

第一百八十条の二

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(3) 公費・私費の負担区分

学校予算は、大きく分けて公費と私費に分けられる。公費・私費の区分は、購入物品に関わるのではなく、その目的で分けられる。その区分は、「学校教育にかかる公費負担の適正化について」（都道府県教育長協議会 昭和 49 年）において、次のように示されている。

1 直接教育活動費

公費負担とすべき経費	①学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費 ②その他管理、指導のために要する経費
私費負担とすべき経費	①児童・生徒個人の所有物にかかる経費で、第一に学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの、第二に学級、学年特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用するもの（教科書以外の個人用図書、ノート、文房具、補助教材、学習用具など） ②教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費（学習教材、校外施設学習の食費、遠足・修学旅行費等）

2 間接教育活動費

間接教育活動費は、原則として公費負担とすべきである。ただし、教育研究団体等の負担金や分担金の扱いについては、特別な配慮が必要であると思われるので、次のような基準を設ける。

- ①学校が構成単位となっている研究団体については、その負担金・分担金（学校割となる分）は公費負担を原則とする。
- ②特定の個人で構成される研究団体については、その負担金・分担金（個人割となる分）は個人負担を原則とする（公費による援助は事業費に対する補助とする）。
- ③その他の研究団体等については、その性格を検討の上、①、②の原則に照らして負担区分を判断するものとする。